

蕨市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(蕨市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 蕨市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年蕨市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(蕨市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 蕨市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年蕨市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(蕨市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 蕨市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年蕨市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄